

令和2年度

若桜町財政健全化判断比率
等に関する審査意見書

若桜町監査委員

(別紙)

令和2年度若桜町財政健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

- 令和2年度 実質赤字比率
- 令和2年度 連結実質赤字比率
- 令和2年度 実質公債費比率
- 令和2年度 将来負担比率

上記各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和3年8月5日

3 審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政に関する法律、その他関係法令等に従い、適正に作成されているかを関係書類等の照合審査をするとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された、次の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認める。

健全化判断比率

(単位：%)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|--------------|---------------|---------------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | — (▲9.80) | — (▲11.98) | 15.0 | 20.0 |
| 連結実質赤字比率 | — (▲12.78) | — (▲15.80) | 20.0 | 30.0 |
| 実質公債費比率(単年度) | 6.9 | 6.5 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | — (▲3.8) | 18.3 | 350.0 | |

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、算定結果がマイナス(黒字)となったので「-」と表記するが、参考として黒字の数値を()内に「▲」で表記した。

(1) いずれの数値も基準以下で、注視すべき数値はない。

(2) 実質公債費比率(3カ年平均)は、6.8パーセントで前年度と同比率であるが、実質公債費比率(単年度)は、6.5パーセントで前年度と比較すると0.4ポイント下回っている。その主な要因は、元利償還金が減少した一方で、分母となる標準財政規模等が増加したためである。

なお、実質公債費比率(3カ年平均)は、早期健全化基準の25パーセントを大きく下回っている。

(3) 将来負担比率は18.3パーセントで、前年度に比べて負担が22.1ポイント上昇している。これは算定方法の分母となる標準財政規模が前年より約9,400万円増加し、分子となる地方債現在高等将来負担額が前年より約3億8,100万円と大きく増加したためである。

なお、早期健全化基準の350.0パーセントを大きく下回っている。

(4) 本町の比率は、いずれも国の示す財政健全化基準の範囲内ではあるが、将来負担利率の上昇が示す様に今後人口減少が進み、地方債現在高等将来負担額がさらに増加すると大きく変化する恐れがある。

起債や基金の取り崩し等には十分配慮し、財政規模に見合った運用や他の比率との関連を考慮する必要がある。

令和2年度若桜町公営企業資金不足比率審査意見

1 審査の対象

- 令和2年度 簡易水道事業
- 令和2年度 公共下水道事業
- 令和2年度 農業集落排水事業
- 令和2年度 赤松団地造成事業
- 令和2年度 索道事業

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和3年8月5日

3 審査の方法

審査は、各公営企業会計の資金不足比率の計算が適正であるかどうかを、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類との照査や関係当局からの聴取等により実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。いずれも適正に作成された書類に基づき算定されていると認める。

資金不足比率

(単位：%)

| 公営企業会計名 | 令和元年度 | 令和2年度 | 経営健全化基準 |
|----------|-------|-------|---------|
| 簡易水道事業 | — | — | 20.0 |
| 公共下水道事業 | — | — | |
| 農業集落排水事業 | — | — | |
| 赤松団地造成事業 | — | — | |
| 索道事業 | — | — | |

いずれの公営企業会計も、国の示す基準では財政の健全段階の範囲である。